

「二条城まつり2020」事業に係る仕様書

- 1 契約期間 契約の日から令和2年12月28日(月)まで
なお、事業実施期間は、令和2年10月15日(木)から
令和2年12月7日(月)まで(54日間) 【予定】
 - 2 実施場所 元離宮二条城
 - 3 事業経費 事業実施の経費として、委託料を支払う。
委託料上限額 13,500千円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
 - 4 委託業務
 - ・ 京都市民や観光客にとって、世界遺産・二条城の文化的価値が十分感じられ、集客及び世界遺産・二条城一口城主募金の増加に寄与する事業を実施すること。
 - ・ 実施に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分に理解して行うこと。
 - ・ 各種イベント等の実施及び広報にあたっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。
- (1) イベントの企画及び実施
- ア 京都の文化や二条城の文化的価値を感じられるイベント(例:生け花や茶道などの文化教室、役者による文化公演、パフォーマンス、オープニングショーなど)を複数提案し、事業実施期間全般にわたって実施すること。また、イベント全般にわたって多言語対応を行うこと。
 - イ イベントは原則、二条城開城時間中(午前8時45分～午後5時)に実施することとし、日時、会場、イベント料金(有料の場合)を本市と協議のうえ、決定すること。
 - ウ イベントに必要な機材は、受託者で準備・設置すること(物品調達を含む)。設置にあたっては、本市と事前に協議を重ね、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にするとともに、城内の営業店舗、工事、他イベントに配慮すること。
 - エ 二条城への搬入・搬出計画を調整・提出すること。
 - オ イベントの実施にあたっては、閉城時間までに来城者が退城できるよう配慮すること。
 - カ 有料イベントの実施にあたっては、事前に収支に係る内訳書等を本市に提出すること。
- (2) 広報業務
- ア 広報用印刷物
 - (ア) 別添に記載の広報物を令和2年8月中に制作(印刷、配送、翻訳、その他費用負担を含む)し、配布に当たっては、別途提供する本市指定先約500

箇所へ配布すること。

(イ) 広報用印刷物については、広告掲載により、広告料を獲得し、本事業の充実に資することを認める。なお、広告の相手方、内容は、京都市広告掲載基準によること。

イ その他

(ア) 事業実施期間中に、二条城内で開催されるイベントについて、本市から提供する情報に基づき、本事業と併せて広報を実施すること。

(イ) 上記以外に、SNSやマスメディア等を活用した独自の広報についても実施すること。

5 その他、当該事業に関し、本市が必要と認める事項

ア 各種イベントを実施するにあたり、万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。

イ 受託者は、イベント収入、広告、協賛、寄付等により、収入確保を図り、本事業の内容を充実させること。

ウ 受託者は、事業実施に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、受託者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、受託者が実費弁償すること。

エ 電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、元離宮二条城事務所において、過去に同種の事業実績を有する業者に依頼し、また、事前に配線図、設営図面等を本市に提出し、承認を得ること。

オ 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法、文化財保護法等）に関する届出については、受託者が行うこと。

カ 当該事業期間中、城内において、別事業が実施される場合は演出に係る音量等に配慮すること。

キ 事業終了後、速やかに事業収支に係る報告書、明細書等を作成し、本市に提出すること。

ク 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うこと。

ケ 台風襲来時等については、必要に応じて資機材の撤去・養生等を行うこと。

(仕様書:別添)

種類	A4両面チラシ			B1ポスター	
	日本語	英語	中国語	日本語	英・中併記
作成部数	100,000	40,000	40,000	30	30
配送先	<p>約500箇所分に仕分けし、市内約430箇所、市外約70箇所に任意の配送業者により配送すること(市内配送分の内、約70箇所分は京都市役所本庁舎中央文書交換所、約30箇所分は二条城事務所に納品) ※事前に納品日を二条城事務所に連絡 ・〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541 元離宮二条城事務所 ・〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所本庁舎中央文書交換所 ※その他の配送先は、本市と協議のうえ、決定すること</p>			<p>任意の配送業者により、以下の2箇所に納品すること ※事前に納品日を二条城事務所に連絡 ・〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地 京都市交通局高速鉄道部営業課 (日本語25部、英・中25部) ・〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541 元離宮二条城事務所 (日本語5部、英・中5部)</p>	
納品ルール	本市が用意する鑑文を添えて、配送すること				
制作費(印刷を含む)以外の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> 任意の配送業者への送料の支払 翻訳費用 			<ul style="list-style-type: none"> 任意の配送業者への送料の支払 翻訳費用 	
備考欄					